

令和5年度

社会福祉法人田子町社会福祉協議会

事業計画

社会福祉法人田子町社会福祉協議会

令和5年度 社会福祉法人田子町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

近年、少子高齢化や過疎化が進むことで地域社会が大きく変化し、既存のサービスや個人・家族の努力だけではそれぞれの生活を守ることはもはや難しい時代となっている。

また、新型コロナウイルス感染症による制限が徐々に解消されつつあるが、依然として人とのつながりが希薄化しており社会的孤立などの課題が顕在している。

これに対し、国では、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような「地域共生社会」の実現を求めており、本町においても、「田子町型地域共生社会」の実現に向けた取り組みを今年の重点項目の一つとして掲げている。

本会では令和4年度に第4次田子町地域福祉活動計画を策定し、多様化・複雑化している福祉課題・生活課題を住民ひとりひとりが把握し、その解決に向けた取り組むべき方向性を示した。この計画を基に、町をはじめ関係機関、団体や住民との連携を一層深めながら、地域の中で支援を必要とする人々が安心して生活できるよう、「誰一人取り残さない」の理念を掲げる持続可能な開発目標（SDGs）の観点を意識した事業展開に努めていく。

2. 基本理念

みんなでつくる心のかようなやさしい福祉のまち
～自助・互助・公助と協働で高める地域の福祉力～

3. 基本目標

（一）住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

コロナ禍により希薄化した人とのつながりを回復させるため、適切な情報の発信や新たな媒体の活用により、地域住民の相互扶助の意識を継続して持ち続けてもらうことで、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として参画する新たな活動の開拓に努める。

① 地域住民の主体的活動の推進

ア. 町が推進する「田子町地域見守りネットワーク」と連携し、町全体での見守り体制を整備するために、すべての自治会で「ほのぼの協力員」が機能できるよう各自自治会との協議を進めていく。

イ. 各地域の「集える場所」等の把握を行いサロン活動の拡充につなげる。

ウ. 各自自治会等で実施する高齢者や障害者、子育て支援などのサロン活動に町と共に助成金を交付しサロン活動の普及と充実を図る。

- エ. サロン活動再開に向けて、地域に出向き、感染状況や不安点の確認、その解消策を検討する座談会を実施する。
- オ. 地域ごとに福祉活動に関する組織の設置を目指す。
- カ. 福祉安心電話協力員との連携による効果的な見守り活動を推進する。
- キ. 町、田子町民生委員児童委員協議会及び自治会等と協力し、災害時要援護者（単身の高齢者や障害者等）に対する災害時における地域ごとの具体的なネットワーク体制づくりに努める。
- ク. 見守る人、見守られる人を地域で共有できるようにするため、町との協力のもとすべての自治会で見守りマップが作成できるよう努める。
- ケ. 田子町老人クラブ連合会、田子町身体障害者福祉会、田子町手をつなぐ育成会、田子町共同募金委員会の各福祉団体において、事務作業等の支援や会員増強に向けた周知活動を行う。
- コ. 各福祉団体の自主運営に向けた支援に努める。

② 当事者の社会参加の促進

- ア. 在宅介護者を対象にしたリフレッシュ事業を実施する。

③ 福祉課題の把握

- ア. 自治会、民生委員、福祉協力員、ほのぼの協力員、福祉安心電話協力員や保健推進員等と連携し地域の福祉課題の把握に努める。
- イ. 地域に出向いて社協事業の啓発や地域の情報交換を行いながら地域福祉推進に努める。

(二) 地域福祉サービスの推進

介護保険サービス及び障害福祉サービス等を提供するとともに、地域住民の組織的な活動や他の福祉サービスと合わせ、誰もが安心して住み続けることができる地域づくりに努める。また、介護保険事業については、今後ますます厳しくなると予想されることから、加算取得のための業務体制の見直しを行いながら、在宅介護のニーズに合わせたサービスの提供に努める。

① 介護保険事業等の運営

ア. 居宅介護支援事業（介護保険給付）

利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援するとともに、新規の利用者の確保に努める。

また、24時間連絡可能な体制を取ることで、利用者及び家族の安心した生活に繋げていく。

イ. 訪問介護事業（介護保険給付・総合支援事業・障害者自立支援給付）

高齢者や障害者が自宅で安心かつ自立した生活が送れるよう365日24時間のサービスを提供する。また、ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携を深め、利用者の状況に応じた情報交換及び援助内容や時間帯等への提案を行い適切なサービスの提供に努める。

ウ. 通所介護事業（介護保険給付・総合支援事業・障害者自立支援給付）

利用者の社会参加を促進しながら、個別の心身機能の維持向上を図り、日常生活が活性化するように、利用者ひとりひとりの状態に合わせたサービスの提供に努めるとともに、重度化の予防にも取り組み、「選ばれるデイサービス」を目指す。

② 地域福祉活動の推進

ア. 福祉有償運送事業（補助事業）

公共交通機関の利用が困難で移動に何らかの制約を抱えている要介護者等の通院や入退院、施設の入退所の送迎サービスを実施する。

イ. 福祉機器の貸出を行い在宅介護の支援を行う。

ウ. 配食サービス事業（受託事業）

栄養バランスの取れた定期的な食事を提供し、安否確認と合わせて高齢者等の健康維持・増進を図る。また、病気の時などの緊急時の利用や対象者の拡大等を町と協議検討する。

エ. 寄りあいっこ事業を毎月1回開催し、閉じこもり予防と仲間づくりを進める。

オ. 田子町老人福祉センターの指定管理事業（令和3年度～令和5年度）

高齢者等の健康及び福祉増進を図るために各種相談、入浴サービス、レクリエーションの場となるよう利用者が安全かつ安心して施設を利用できるよう配慮しながら高齢者福祉の増進に努める。また、利用者自身の趣味や特技等の知識を他の利用者に還元するため、施設の積極的な活用を促す。

カ. 高齢者生活福祉センター（受託事業）

高齢や障害等のため居宅において生活することに不安がある方に対し、冬期間等において生活を送れる場を提供する。

キ. 誰でも集える居場所として、サンモール商店街内のにぎわい広場（町商工会管理）にて「ほのぼの・よりみちカフェ」を定期的で開催する。

ク. 希望する町民に対して記念写真や証明写真などを撮影する場を設ける。

ケ. 高齢者世帯等の安全のため、町、警察、消防、東北電力、防犯協会等との連携による高齢者等への防火防犯巡回活動を実施する。

コ. 田子町学童保育施設「すくすく館」の指定管理事業（令和5年度～令和7年度）

児童が放課後や学校が休みの日に安心して利用できる居場所として、町内2ヶ所での学童保育事業を提供し、「遊び」や「生活」を通して子どもの健全育成を図る。

サ. 「すくすく館」の空き時間に施設を開放することで、子育て中の保護者や子育てに関わっている方とその乳幼児を対象とした子育てサロンを開催し、親子の交流や情報交換、リフレッシュの場を提供する。また、周知を目的としたイベントを定期的で開催する。

シ. 日常生活自立支援事業を必要な人たちが利用できるよう支援する。

（三）福祉教育・ボランティア活動の推進

社会的包摂に向けた地域住民を巻き込んだ福祉教育の推進に努める。また、町とともに住民を対象としたボランティア講座を開催するなどして、ボランティア活動の啓発を進め、人材の発掘及び育成に努める。

① 福祉教育の推進

- ア. 幼児期からの福祉教育のカリキュラム作成に向けて教育委員会等と協議をする。
- イ. 福祉協力校の指定と児童生徒の福祉活動の支援をする。
- ウ. 福祉協力校連絡会議を開催し活動の活性化に努める。
- エ. 福祉の仕事を目指している学生に対して、必要とされる実習プログラムに基づき養成実習の受け入れを行う。
- オ. 障害に対する理解を深めるために学習・啓発活動を行う。
- カ. 町と連携して障害者の就労についての研修会やPR活動を支援する。

② ボランティア活動の推進

- ア. ボランティアに関する情報提供や活動の調整・啓発宣伝を行うボランティアセンターの設置及びボランティアコーディネーターの配置について、町と協議検討する。
- イ. ボランティア活動の開拓及び連絡調整（斡旋・登録）を行う。
- ウ. サロン活動・イベント等の協力者（様々な特技・技術を持った人）を確保するために町民にPRし、人材登録してもらうよう努め、生きがいを持って生活できるように、福祉人材バンクの設置に向け関係機関と協議検討する。
- エ. ボランティアに関する講座等の開催と組織化を図る。
- オ. 活動の情報提供、各種研修会や体験学習の実施及び出張福祉講座を開催する。

(四) 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実

公的なサービスの狭間で支援の手が届かず課題の解決に至っていない人たちも少なくない。地域には把握できていない様々な課題を抱えた町民がいることが想定されるため、社会福祉協議会の更なる周知と総合相談事業の充実を図り、あらゆる地域課題を「丸ごと」受け止められる場の整備に努める。

① 福祉情報の提供

- ア. 社協だよりを年4回発行し社協事業の啓発と福祉の情報提供に努める。
- イ. 第57回田子町社会福祉大会を開催し福祉のまちづくりの意識を高める。
- ウ. ホームページの運営・更新により事業運営の透明化の向上、社協事業の啓発と福祉の情報提供に努める。
- エ. 災害時等の情報発信をするために、新たにSNSの活用について検討する。

② 相談体制の確立

- ア. 関係機関相互の情報交換会、勉強会等を開催し、相談ネットワークを構築するために関係機関と協議する。
- イ. 関係機関（人権・行政相談、法律、介護保険等）と連携を取りながらあらゆる相談に応じ、住民の福祉課題の解決につながるよう心配ごと相談所の充実を図る。
- ウ. 本会の事業に係る苦情受付及び解決について住民並びに役職員への周知を図る。
- エ. 苦情解決、第三者委員を設置し利用者からの苦情を解決するための体制を整備し利用者の権利を擁護するとともに本会が提供するサービスの質の向上を図る。

オ. コロナ禍により浸透した非接触の観点から、ホームページを活用しての相談対応体制を強化する。

③ 生活支援体制の確立

ア. 住民参加による子育て支援の仕組みを検討するとともに、ファミリーサポートセンターの周知を図る。

イ. 生活困窮者自立相談支援事業の適切な利用により生活困窮者の経済的自立と生活意欲を促進するとともに、低所得世帯や障害者世帯などに対して民生委員と連携を図りながら生活福祉資金の貸付や償還指導を行い対象世帯の自立を支援する。

ウ. 緊急の資金などの（たすけあい資金）貸付けを行い、生活の自立を支援する。

エ. 通院の付き添い、入院時の身元保証人等のさまざまな課題について今後提供できるサービスを町と協議検討する。

オ. 生活困窮に陥っている方に対し、一時的に食料を提供し支援する。